

平成24年度県の関与の問題事例アンケートに係る改善要望について

【総務部関連】

項目・問題点・要望等	担当課回答	区分
<p><項目 1> 私立学校の設置等の認可申請手続の際に添付が義務付けられている市町村長の意見書作成</p> <p><問題点> 平成19年4月1日の上記要項の一部改正により、承認申請手続の際の添付書類が「幼児施設設置協議会の同意書」から「市町村長の意見書」に変更されたものの、県通知(平成19年3月23日付け総第1108号)によれば、「市町村長にあっては、幼稚園の設置をしようとする者から意見を求められたときは、適正かつ合理的な設置等に関して、幼児教育、保育、社会福祉、教育委員会その他学識経験者等関係者の意見を十分に踏まえた上で意見を行うよう御配慮願いたい」とのことであり、幼児施設設置協議会を廃止した市町村においては、意見書作成の手順や拠所に苦慮しているようである。</p> <p><要望等> 千葉県(担当課:総務部学事課幼稚園振興室)では、幼児施設設置協議会についての規定があった経緯もなく、私立幼稚園新設の場合、関係する市町村長、教育委員会、幼稚園連合会等のそれぞれへ県から直接意見書の提出を求めているとのことであり、また、定員増の場合には、市町村への意見書の提出等の求めはなく、担当課にて需要調査を行ったうえで私学審議会に諮って決定しているとのことである。よって、本県においても同様の方法について検討していただきたい。</p>	<p><担当課> 総務課私学振興室 029-301-2249</p> <p>私立幼稚園の新設及び定員増に係る市町村長の意見書添付は、適正かつ合理的な設置等を図る観点から、地元の意見を計画承認(認可)に反映させる目的で、「私立学校の設置等の認可申請手続に関する要項」において添付を義務付けているものです。なお、従前は市町村幼児施設協議会の同意書添付を義務付けておりましたが、平成19年度に、認定こども園制度の導入等を踏まえ、保育所の設置認可手続との整合性をとり、市町村の負担軽減を図ったところです。</p> <p>私立幼稚園を含む幼児教育・保育制度は、平成24年8月の子ども・子育て関連3法案の成立により、県及び市町村の役割を含めた大きな変革期を迎えていることから、国や他県の動向等を踏まえ、御要望の内容についても検討してまいりたいと考えております。</p>	⑦
<p><項目 2> 障害者の自動車税・自動車取得税の減免に係る常時介護証明書の発行について</p> <p><問題点> 茨城県県税条例(昭和25年茨城県条例第43号)第55条、同条例施行規則(昭和34年茨城県規則第107号)第32条の2の2及び第32条の2の3の規定に基づき、減免の対象となる方を常時看護している方に対して、常時介護証明書を発行しているが、県から明確な判断基準が示されておらず、その判断基準が曖昧であり、市町村ごとに取り扱いにばらつきがある。</p> <p><要望等> 証明書の発行という観点からみれば、市町村ごとに取り扱いに差が生じないように、県で判断基準や判断方法を統一し、その内容を明確に示していただきたい。 また、事例集の作成や勉強会・説明会などを開き、情報の更新をしていくことが必要である。</p>	<p><担当課> 税務課 029-301-2429</p> <p>常時介護証明書の発行につきましては、判断基準として次の2つの要件を満たす必要があります。1つ目は、世帯要件として障害者のみの世帯又は70歳以上の方(もしくは未成年者)と障害者のみで構成する世帯であること、2つ目は、当該世帯の方が所有する自動車を継続して少なくとも1年以上の間、週に3日以上障害者の通院等のために運転することです。 発行に当たっては、申請時に提出される住民票及び通院証明書等により、通院証明書等の発行が困難な場合には民生委員の意見や現地調査等により判断していただくこととなります。 今後は、常時介護証明書発行に係る取扱いにつきましては、市町村毎に差異が生じないように、基準の一層の周知徹底を図ってまいります。また、疑義等が生じた場合には個別に対応させていただきますのでお問い合わせください。</p>	⑦

【企画部関係】

項目・問題点・要望等	担当課回答	区分
<p><項目 3> 地域づくり団体茨城県協議会への加入方法について</p> <p><問題点> 団体が、地域づくり団体茨城県協議会へ加入する場合、 ①入会申し込み書とアンケート用紙を団体の所属する市町村へ提出 ②市町村より、地域づくり団体茨城県協議会へ提出された書類を送付 ③地域づくり団体茨城県協議会から地域づくり団体全国協議会に報告 ④登録完了 という手続きの流れである。 市町村では、書類の経由のみであり、地域づくり団体茨城県協議会へ加入する条件等を把握していないため、団体からの加入に関しての相談への対応もできない。</p> <p><要望等> 地域づくり団体茨城県協議会へ加入する場合は、市町村を経由することなく、直接、地域づくり団体茨城県協議会へ提出することとして欲しい。</p>	<p><担当課> 地域計画課 029-301-2720</p> <p>住民団体個々の地域づくりの取組は、まさに地域固有の取組であり、地域にもっとも身近な市町村においても、その活動内容等を十二分に把握して頂くことが、真の地域活性化、新たな地域の魅力づけにつながっていくものと考えております。 こうしたことから、まずは市町村において、地域づくりを進めるうえでの大切なパートナーとなりうる団体の県協議会への加入手続に係る事務をお願いしているところです。 県といたしましては、地域住民が主体となる地域づくり団体の活動は、地域の活性化に向け大変重要であると考えており、今後とも人材育成や各種の情報提供等を積極的に行ってまいりますので、市町村におかれましても、こうした趣旨をご理解いただき、引き続き地域づくり団体の活動が活発に展開されますようご支援・ご協力をお願いいたします。</p>	⑧

【生活環境部関係】

項目・問題点・要望等	担当課回答	区分
<p><項目 4> 茨城県ボランティアU. D. 監視員合同研修会の開催時における対応</p> <p><問題点> 毎年開催される標記の研修会において、以下の業務が県生活環境部長名にて通知されます。 ①『出欠を取りまとめたていただく』『出席者(茨城県ボランティアU. D. 監視員を含む。)]については、...中略...報告願います。』 ②『監視員が来場するのに必要な交通手段を確保する』 ③『欠席する監視員がいる場合には、当該監視員から事前に監視員手帳を預かり、ご来場いただきたいと存じます。』 茨城県ボランティアU. D. 監視員制度は、県の制度でありその設置要項においても市の役割が規定されておらず、本来、県の業務である。</p> <p><要望等> 上記3点について、県により対応されたい。</p>	<p><担当課> 廃棄物対策課 029-301-3033</p> <p>ボランティアUD監視員制度の運用に際しては、市町村に多大なるご協力を頂いており、感謝申し上げます。 ご指摘のとおり「茨城県ボランティア監視員制度設置要項」において「市町村長の推薦のあった者について監視員台帳に登録する」と規定している以外には、市町村の役割を明文化しておりません。 市町村の推薦により登録した300名超の監視員の研修会参加に際しては、市町村に出欠とりまとめ・参加者の交通手段の確保、欠席者の登録更新のための監視員手帳の持参をお願いしており、円滑な研修会開催等のためには、引き続き市町村のご協力を頂くことが必要と考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。 なお、設置要項にこれらの役割も明記すべきか、他の市町村のご意見も踏まえて検討いたします。</p>	⑤

<p><項目 5> 自動車リサイクル法に基づき設置された処理施設の定期立入検査</p>	<p><担当課> 廃棄物対策課 029-301-3027</p>	<p>区分</p>
<p><問題点> 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、使用済自動車の解体業及び破砕業に係る施設の設置については、茨城県知事が審査の手続き等に関し必要な事項を定め、その解体業等の許可に係る事務を執行しているものである。その設置許可を受けた自動車解体業及び破砕業施設に対しての定期立入検査の実施に当たっては、施設の所在市町村の担当部署職員との同行が求められているところである。しかしながら、該当施設の管理状態の不備に対しては、指導権限は県にあり、指摘内容や改善事項に対しての情報は県からの通知により把握することが可能であるため、必ずしも市町村が立入検査に立会い同行しなければならないという必要性がない。当市においては、行財政改革プランにより事務事業の整理・合理化の取り組みを推進しているところであり、県と市における役割分担を明確にし、効率化を図ることも必要と考えます。</p> <p><要望等> 自動車解体業等施設の新規設置施設や事業管理状態が不良である案件の現場確認等の立会いを除き、県の許可を得ている既存設置施設に対しての定期立入検査については、解体業等の適正な事業運営が行われ、解体業等の用に供する施設設備及び使用済自動車又は解体自動車の保管場所や管理上の状態について、その施設周辺住民からの苦情等がなければ、県の担当者のみでの定期立入検査を実施することを希望したい。</p>	<p>使用済自動車の解体業及び破砕業に係る施設については、施設からの油漏れや騒音等の苦情がまず最初に当該施設が存する市町村に通報されることが多々あることから、施設の管理状況の把握を目的として市町村職員に同行をお願いしているところです。ご意見を踏まえまして、定期立入について日程等の連絡はいたしますが、同行については市町村の判断に委ねることといたします。</p>	<p>⑦</p>

【保健福祉部関連】

項目・問題点・要望等	担当課回答	
<p><項目 6> いばらき身障者等用駐車場利用制度に基づく駐車場利用証の交付事務等について</p> <p><問題点> 県要項では、利用証の申請・交付の窓口を市町村と定めているが、事務の委託又は協定締結等を通じた市町村の同意を得ておらず、県で試算した初年度の見込み枚数の利用証を市町村へ配布する以外の財政措置を講じていない。 そもそも本制度は、広域的な観点から一定基準によるサービスを提供することが期待されており県において事務を担うことが相当であると思われるが、現状では、費用及び事務負担を一方的に市町村へ転嫁するものとなっており、地方財政法(昭和23年法律第109号)の趣旨にも反すると考えられる。 県作成のマニュアルによれば、市町村は県に対し、四半期ごとに利用証交付台帳を添えて利用証の交付枚数を報告することとされている。台帳提出の目的については、申請状況の分析等に使用する旨の説明が口頭であったが、交付台帳に記載されている内容の一部については、個人情報保護の観点から当市の個人情報保護条例に抵触する恐れがあるため、一部の情報をマスキングして提供している。 そもそも本件事務が法令等に準ずる市町村の義務ではなく、単なる市町村の任意の協力によるものとするならば、報告すべき義務そのものが存在せず、過重な事務負担を強制するものとして不適切だと考えられる。 また、昨年5月下旬に説明会を実施して以降、利用できる施設についての情報提供がなく、利用者からの問い合わせに苦慮している。 これは、昨年10月の制度施行以前に、身障者等用駐車場を保有する関係施設との協定締結又は当該施設への個別周知によって十分な理解を求めておらず、関係施設への事前周知もほとんど実行しない等の不作為があった。 この結果、本制度施行後に、申請者等からの苦情又は質問があるごとに県に照会し、市職員による詳細な説明を要する等、市の窓口業務に混乱を生じている。</p> <p><要望等> 新制度の導入に当たっては、事前に、市町村と県とでワーキングチームを設け、十分に検討した上で、実施して欲しい。 なお、上記の市町村は、必ずしも全市町村である必要はないと考えるが、県で定めた障害福祉圏域ごとに代表を選出する必要はあると考える。 本制度については、県においても複数の相談窓口の開設や巡回啓発指導を行う等、事務負担を一方的に市町村に転嫁することなく、主体的に事務を遂行するとともに、今後の市町村の事務負担の軽減及び所要の財源確保のための具体的な取り組みを直ちに検討し、実行して欲しい。 また、本制度施行後に明らかとなった課題・問題点を精査し、これまでに提出された市町村からの意見・要望も尊重し、本件類似制度を実施している府県の状況も勘案して、本制度の改善を図って欲しい。 その際、特に、窓口となる市町村への十分な説明、資料提供、意見表明機会の確保、県民や関係施設等への本制度の周知を図り、広く関係者の理解を得られるようにされたい。 なお、利用証交付台帳については、個人の住所、氏名のほか障害、疾患等の情報を含むことを十分に認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の趣旨を踏まえて、あらかじめ申請者の同意を得た場合を除くほか、その提出を市町村へ強要することのないようにして欲しい。</p>	<p><担当課> 厚生総務課 029-301-3129</p> <p>本制度は、利用証の交付など直接住民に対してきめ細かなサービスを提供する制度であるため、利用者の利便性等を考慮し、全てを県が実施するのではなく、県と市町村が協力して実施していく制度であると考え、それぞれの役割分担として、県が制度設計や広域的な広報等を行い、費用面を含め制度の実施に御賛同いただける市町村には、利用証の申請や交付事務等についてご協力を頂いているところです。 また、申請状況を把握することは、適切な制度運営を図る上で必要であるため、各市町村に四半期毎の利用証交付状況報告書及び利用証交付台帳を提出して頂いておりますが、利用証交付台帳については、申請者の住所氏名等、個人情報が含まれる部分があり、各市町村の事務負担軽減のため、提出を不要とする方向で検討いたします。 施設設置者等への周知徹底につきましては、大規模商業施設等に対する個別訪問をし、制度の趣旨等を丁寧に説明し、ご理解とご協力が得られるよう努め、また、県民の方にも広く制度についてのご理解を深めていただけるよう、広報誌等を活用して制度の周知を図ってまいりましたが、今後も引き続き広報媒体等を活用して制度の普及啓発に努めてまいります。また、市町村から寄せられた質問等について随時情報提供を行ってまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。</p>	<p>区分</p> <p>⑦</p>
<p><項目 7> 社会福祉法人の監査等の事務に関する権限移譲に伴う県から市への丁寧な対応について</p> <p><問題点> 第2次一括法の制定に伴い、平成25年4月1日から社会福祉法人の設立・認可・監査等に関する事務が市に移譲されることになっているが、県からの事務引き継ぎ等の対応が遅いため、事務的準備、体制的準備のいずれも進まない状況である。</p> <p><要望等> 市に権限移譲される事務については、県による丁寧な対応を望む。</p>	<p><担当課> 福祉指導課 029-301-3148</p> <p>平成24年8月に市担当者への説明会を開催し、市への権限移譲の概要、整備が必要な条例・規則・要綱及び業務量等の説明を行うとともに、市からの権限移譲に関する個別の問い合わせに対応しております。 また、12月には対象法人へ制度の趣旨を周知するとともに、市へ移譲される法人を正確に把握するための調査を行っており、その結果を市へ通知することとしています。 今後とも、移譲する業務の説明会の開催や、対象法人に関する事務引継ぎを行うなど、市への権限移譲が円滑に進むよう努めてまいります。</p>	<p>区分</p> <p>⑨</p>

<p><項目 8>平成14年以前の児童扶養手当資格喪失による返還金に関する事務</p>	<p><担当課> 子ども家庭課 029-301-3258</p>	<p>区分</p>
<p><問題点> 平成14年8月から児童扶養手当認定等に関する事務が県から市に移譲されたが、それ以前に発生した債権についての事務の一部(県発行の納付書・督促状の送付、毎年の児童扶養手当返還金未納者現況調査等)を市が行っている。 <要望等> 県に債権があるものについては、県が行ってほしい。</p>	<p>児童扶養手当の返納金に係る債務者のうち、滞納の甚だしい債務者に関しては、納付書・督促状の送付、未納者現況調査の実施等を市町村にご協力いただいているところです。今後とも市町村の事務負担に配慮しながら事務処理を進めますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。</p>	<p>⑦</p>
<p><項目 9>茨城県心身障害者扶養共済事務の取り扱いについて</p>	<p><担当課> 障害福祉課 029-301-3368</p>	<p>区分</p>
<p><問題点> 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年茨城県条例第44号)第2条及び同条例に基づく市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年茨城県規則第1号)第2条の規定に基づき、納付書の発送、納付の確認、督促状・催告状の発送等を行っている。 当市の取り扱い件数は少ないが、台帳への収納処理、県への収納状況の報告、納付書の発送、年金受給者への振込等の事務処理が毎月必要であり、事務負担が大きい。 <要望等> 市の事務としては、市民の窓口としての申請書類等の取り次ぎ、毎月の納付書の発送、納付の確認、県への収納状況の報告のみを行い、その他の事務は、県で一元管理を行うべきかと考える。 一元管理を行うことにより、未納者・年金受給者への対応をスムーズに行うことができるので、市民サービスの向上が図れる。</p>	<p>心身障害者扶養共済制度は、障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、障害者の将来に対する保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とした制度です。 本制度に係る市町村事務については、「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」等により定められており、市町村に掛金の徴収をはじめとした事務の一部を委任しているところです。 督促状の発送等につきましては、掛金の徴収事務に含むものと解しており、ご要望のように、納付書と督促状の発送窓口を別にするのは、加入者に混乱を来す恐れがあることなどから、これまでどおりの事務について引き続きご理解とご協力をお願いいたします。</p>	<p>⑦</p>

【農林水産部関連】

項目・問題点・要望等	担当課回答	区分
<p><項目 10>農地転用許可に係る県農業会議の常任議員会議出席の見直しについて</p>	<p><担当課> 農業政策課 029-301-3838</p>	<p>区分</p>
<p><問題点> 農地転用許可をしようとするときは、県農業会議の常任議員会議に職員が出席し、案件について説明を行う。 2,000㎡以上の案件は詳しい説明を行うが、2,000㎡未満の案件は、件数と総敷地面積を読み上げるだけになる。 申請件数とその総敷地面積を読み上げるために水戸市まで出張しなければならない。 <要望等> 次のとおり改善して欲しい。 2,000㎡以上の説明案件がある市町村のみ出席するものとする。 2,000㎡未満の案件は、県農業会議事務局から報告する。</p>	<p>県農業会議と協議した結果、下記の理由から、これまでどおり常任議員会議に出席いただきたいとのことでありますので、今後ともご理解・ご協力をお願いします。 ・常任議員からの諮問案件の質疑に対しては、面積の大小にかかわらず対応しなければならないが、農業会議は答申する立場であるため、事務局が市町村に代わって質疑に対応することは適当ではない。 ・仮に事務局が質疑に対応できなかった事案については、翌月の常任議員会議まで保留となる可能性があり、こうした県民への行政サービスに支障が出るような事態は避けなければならない。</p>	<p>④</p>

【土木部関連】

項目・問題点・要望等	担当課回答	区分
<p><項目 11>各種補助金事務に対する茨城県出先機関への経由</p>	<p><担当課> 土木部企画室 029-301-4316</p>	<p>区分</p>
<p><問題点> 国庫補助事業における各種手続きにおいて(交付申請等)茨城県出先機関(土木事務所等)に対して経由をする場合が多く、茨城県本庁と出先機関の2箇所に申請書等を提出することになる。 <要望等> 国庫補助事業における各種手続き先を、茨城県本庁か出先機関のいずれかに統一してもらいたい。 経由制度の見直しをお願いしたい。</p>	<p>国庫補助事業に係る経理事務や用地取得・工事の指導監督を出先機関(土木事務所等)の分掌事務としておりますことから、補助金申請等の各種手続きにつきましては、出先機関を経由することとしていたところ です。 ご要望の趣旨のとおり、事務が繁雑になっているとのご意見もありますことから、市町村の事務の軽減化に向け、経由制度の見直しを含めた対応を検討してまいります。</p>	<p>⑥</p>

【教育庁関連】

項目・問題点・要望等	担当課回答	区分
<p><項目 12> 自然災害による被害状況報告</p> <p><問題点> 地震や台風等の自然災害が発生した場合、学校施設災害復旧費国庫負担(補助)事業の事務手続きとして、直ちに県教育庁財務課に施設の被害状況を報告することになっているが、教育事務所からも同様な報告を求められている。被害状況の報告先が複数となることや、様式・報告内容が異なることで、事務負担が増している。</p> <p><要望等> 同様な内容の報告については、報告先を一本化していただき、災害発生時の慌ただしい状況における事務負担を軽減してもらいたい。</p>	<p>教育庁総務課(財務課, 義務教育課) 029-301-5114</p> <p>教育事務所に報告いただいている「自然災害による被害状況報告」については、県として迅速な対応を行い、県民の皆様や報道機関に速やかな情報提供を行うため、児童生徒等の人的な被害状況や学校休業等の措置状況、学校施設の物的な被害状況(被害額不要)など、県内全ての学校等の被害状況を把握するためにご協力をお願いしているものです。</p> <p>一方、財務課に報告いただいている「被害金額報告書(速報)」は、学校施設の被害額等について、県において取りまとめ、文部科学省に報告しているものです。</p> <p>特に、大災害が発生した場合には、ご意見のとおり、事務処理が集中するところがございますが、速報による各地の被害状況は、刻々文部科学省で取りまとめられ、内閣府等への報告により、各種の救援、激甚災害の指定等の政府の救援対策の資料となります。</p> <p>仮に、速報が遅れた場合には、全体の被災状況の把握が不十分なために、国の救援対策等の遅れに繋がる恐れもございます。</p> <p>以上の点を総合的に勘案しますと、現行のとおり報告を分けて行う方が迅速かつ的確な対応につながるものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	<p>区分</p> <p>④</p>
<p><項目 13> 児童生徒の健康診断票の作成</p> <p><問題点> ・健康診断票については、学校安全保健法施行規則により各学校で作成しているが、様式は定められていない。 ・健康診断票には、「学校医の所見」欄があるが、いままではその欄に学校医の印を押していた。 ・今年度、中学校に保健システムを導入したことに伴い、学校医の押印を省略することを茨城県に確認したが、省略はできないとの回答があった。 ・理由については、文科省の健康診断票の記載例に基づき、省略できないとの見解であった。(記載例:「学校医の所見」欄には学校医が必要と認める所見を記入押印する)</p> <p><要望等> ・「学校医の所見」欄への学校医の押印の省略ができるようにしてもらいたい。</p>	<p><担当課> 教育庁保健体育課 029-301-5349</p> <p>平成6年12月8日文体学第168号「学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行及び今後の学校における健康診断の取扱いについて」の中で、別紙様式1により健康診断の様式例を定めています。その中で、「学校医」の欄については、「規則第7条(現学校保健安全法では規則第9条)の規定によって学校においてとるべき事後措置に関連して学校医が必要と認める所見を記入押印し、押印した月日を記入する」となっています。</p> <p>本県といたしましても、学校医記載欄の信用性を担保するため、押印は必要と考えており、県教育委員会発行の「学校保健・学校安全管理の手引き」においても、健康診断票の記入例の中で、学校医の押印を示しているところですので、ご理解のほどお願いいたします。</p>	<p>区分</p> <p>④</p>